

広島市告示（東区）第32号

令和7年4月17日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月17日から同年5月1日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
県道	中山尾長線	東区中山南一丁目 1342番地15 地先から	旧	メートル 8.80 ～ 10.60	メートル 78.00
		東区中山西一丁目 58番地12 地先まで	新	メートル 11.70 ～ 15.00	メートル 78.00